MHM Asian Legal Insights

第60号(2016年7月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ (編集責任者:弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. インドネシア : OTT サービスに関する新規則案

2. ミャンマー① : 商業省による新 Notification の制定

~外資会社による建築資材の輸入販売が解禁される

3. ミャンマー② : 会社法改正案第4次ドラフトの公表~改正作業は最終段階へ

4. ベトナム : 新投資法を踏まえた行政罰の明確化等

今月のコラム ータイの不思議な食べ物・食習慣ー

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第60号(2016 年7月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インドネシア: OTT サービスに関する新規則案

2016年3月31日、インドネシアの通信情報省は、インターネット回線を通じてメッセージや音声、動画コンテンツを提供するサービス、いわゆる Over-the-top service (OTT サービス) に関して、新たな規則を制定する旨の通達(Circular Letter)を出しました。そして、同通達を受け、4月29日には、OTT サービスに関する新規則案を公表し、5月26日までパブリック・コメントに付されていました。

現時点では、新規則は未成立であるため、今後内容が変わる可能性はありますが、新規則案の内容は概ね以下のとおりです。

(1) OTT サービスの範囲

新規則案によれば、「OTT サービス」とは、①テキストメッセージ、音声電話、オンラインチャット、金融・商業取引、データストレージ、データ検索、ゲーム、SNS 及びこれらの派生物の形式でのインターネット回線を通じた通信サービスの利用(アプリ)、並びに、②インターネット回線を通じてストリーミング又はダウンロードされた、テキスト、音、画像、アニメーション、音楽、ビデオ、ムービー、ゲームを含むデジタル情報又はこれらのデジタル情報の組合せの提供(コンテンツ)をいうもの

MHM Asian Legal Insights

とされ、規制対象となる OTT サービスが広範に定義されています。

(2) 外国事業者に対する PE 設置義務

OTT サービスを提供できる主体は、①インドネシア人、②インドネシア法人(外国資本企業を含む)又は③外国の OTT サービス事業者(①から③を総称して「OTT サービス提供者」)とされています。

新規則案によれば、外国の OTT サービス事業者は、インドネシア国内に所得税法に従って「恒久的施設」(Permanent Establishment) を設ける必要があり、インドネシアでの納税義務が生じることが予定されています。

そのため、インドネシアに拠点を設けずに、インドネシア国内の利用者に対してコンテンツ等を配信している外国の OTT サービス事業者は、新規則案が成立した場合には、PE を設置して、インドネシアにおいて納税を行うことが必要となる可能性があります。

(3) BRTI への登録義務

新規則案では、OTT サービス提供者は、インドネシアで事業を開始する 30 日前までに、電気通信規制機関(BRTI)に登録しなければならないとされています。登録の際に BRTI に提出する申請書類は、OTT サービス提供者の種類によって異なります。外国の OTT サービス事業者の場合、(a)PE としての指名書(Letter of Appointment)、(b)居住証明書(Certificate of Domicile)、(c)納税者登録番号(Tax Payer Registration Number)を申請書類として提出する必要があるものとされています。

(4) OTT サービス提供者の義務

新規則案によれば、OTT サービス提供者には、事業者として様々な義務が課されることとなります。例えば、①競争、取引、消費者保護、知的財産、広告、税、運送・物流、保健・衛生に関する関連法令・規制の遵守、②個人情報保護・プライバシー保護に関する法令の遵守、③コンテンツに対するフィルタリング及び検閲の実施、④インドネシアの決済サービスの利用、⑤インドネシアの IP 番号の利用、インドネシアに所在するデータセンターへの一部のサーバー基盤の設置、⑥合法的な傍受へのアクセス提供、犯罪捜査のための証拠収集の許可、⑦サービス規約等についてのインドネシア語の表示等が定められています。

上記のとおり、新規則案では、OTT サービスの範囲も広く、外国の OTT サービス事業者に対して、インドネシアでの PE 設置義務を課している点等で影響の大きい規制となりうるため、今後の動向を注視する必要があります。

MHM Asian Legal Insights

弁護士 塙 晋

☎ +65-6593-9755(シンガポール)

susumu.hanawa@mhmjapan.com

弁護士 立川 聡 ☎ 03-6266-8980

satoshi.tatsugawa@mhmjapan.com

弁護士 竹内 哲

1 2 21-2992-1515(ジャカルタデスク)

2 03-6266-8573

tetsu.takeuchi@mhmjapan.com

2. ミャンマー①: 商業省による新 Notification の制定~外資会社による建築資材の輸入販売が解禁される

ミャンマー商業省(Ministry of Commerce)は、2016年7月7日付 Notification No. 56/2016(「本 Notification」)を公表し、ミャンマー内資会社との合弁を条件に、建築資材について、外資会社による輸入販売(Trading)事業の実施を解禁しました。なお、この輸入販売は小売と卸売のいずれも可能とされています。

ミャンマーにおいては、実務上、輸入販売を事業目的とする外資会社(外国資本が1株でも保有する会社)の設立は原則として認められないのが現状です。その例外として、一定の条件下でのティラワ SEZ における輸入販売事業の実施が認められている他、商業省の Notification により、肥料、種子、農薬及び医療機器の4品目及び四輪車については、ミャンマー内資会社との合弁による外資会社の輸入販売の実施が認められていましたが、本 Notification により、この例外の範囲が拡張されました。

本 Notification については以下のような問題点が挙げられます。まず、輸入販売が認められる対象品目について、本 Notification では「建築資材」という用語が使われています。文言だけを見ると建築材料を意味すると思われますが、更に建設機械・重機等も含まれるかどうかは明らかではありません。また、本 Notification では、ミャンマー内資会社との合弁比率について具体的な数値は示されておらず、商業省の個別の判断によるものとされており、今後の事例の蓄積を待つ必要があります。

なお、従来から外資の建設業者には一定の建築資材・建設機械等の輸入が認められてきましたが、様々な制限が存在していたのが実情です。本 Notification は建設業者に直接適用されるものではありませんが、本 Notification を踏まえて建設業者の輸入に関する商業省の対応に何らかの変化があるかが注目されます。また、本 Notification では外資会社による輸入販売の実施を解禁する対象品目は、今後の国内需要や市場動向を踏まえて、適宜見直しを行うことが示唆されています。本 Notification の公表は、新政権成立後初めて行われた外資会社の輸入販売に関する規制緩和の動きとして、注目に値するものです。今後も引き続き規制緩和の方向での制度改正が進められていくのかという観点から、当局の動向を注視していく必要がありそうです。

MHM Asian Legal Insights

3. ミャンマー②: 会社法改正案第4次ドラフトの公表~改正作業は最 終段階へ

2016 年 6 月 21 日、投資企業管理局 (Directorate of Investment and Company Administration) (「DICA」) は、そのウェブサイトにおいて、ミャンマー会社法 (Myanmar Companies Act)の改正に関して、最新版の第4次ドラフト(「本ドラフト」)を公表し ました。DICA 担当者によれば、本ドラフトが最終版となる見込みであるとのことです。 また、現地の政府系新聞においては、2016年中の会社法改正の成立を目指し、2ヶ月以 内に改正案を国会に提出することが予定されているとの報道もなされています。これら の情報を踏まえますと、今後改正案の内容に実質的な変更が行われる可能性は高くなく、 基本的には本ドラフトの内容のとおり国会への提出が行われることになるものと考え られます。

なお、本ドラフトの内容は、過去に DICA のウェブサイトにおいて公表されてきた改 正案から実質的な追加や変更はなく、定義規定の整理や条文の位置の調整といった形式 的な修正が行われたに留まります。そのため、現行会社法からの主たる変更点について も、過去に公表されたドラフトに基づいて検討した内容から特段の変更や追加等はあり ません。その詳細は、本レター第51号(2016年1月号外)をご参照下さい。

今後国会での審議においてどのような修正がなされるのか、本レター第59号(2016 年6月号外)でお伝えした新投資法の制定に向けた動きと併せて、引き続き注視してい く必要があると思われます。

(ご参考)

本レター第51号(2016年1月号外):

http://www.mhmjapan.com/content/files/00021093/20160610-101609.pdf 本レター第59号(2016年6月号外):

http://www.mhmjapan.com/content/files/00022457/20160622-123626.pdf

弁護士 武川 丈士

+65-6593-9752(シンガポール) *******

+95-1-255135 (ヤンゴン)

takeshi.mukawa@mhmjapan.com

弁護士 井上 淳

+95-1-255136 (ヤンゴン) atsushi.inoue@mhmjapan.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +65-6593-9762 (シンガポール)

+95-1-255137 (ヤンゴン)

kana.manabe@mhmjapan.com

4. ベトナム:新投資法を踏まえた行政罰の明確化等

ベトナムでは、2014年1月に施行された会社の設立・登録事項の変更手続等におけ る行政罰に関する政令(Decree No.155/2013/ND-CP)(「旧政令」)が改正され、2016 年 6 月に新しい政令 (Decree No.50/2016/ND-CP) が成立しました (「新政令」)。新政

MHM Asian Legal Insights

令は、2016年7月15日から施行され、旧政令は同日失効しています。

本レターでは、新政令の内容のうち外資企業が留意すべき項目について、簡単にご紹介します。

(1) 現地法人設立時に不実な申請書類を提出した場合の行政罰の明確化

日本企業を含む外国投資家がベトナムに現地法人を設立する場合、旧投資法の下では事前に投資許可証(Investment Certificate)を取得する必要がありましたが、新投資法(2015年7月1日施行)の下では投資登録証(Investment Registration Certificate)を取得する必要があります。そして、旧政令では、投資許可証を取得するために不実な申請書類を提出した場合に罰金が科されていましたが、新政令において、新投資法に基づく投資登録証について同様のことを行った場合にも罰金(1000万ドンから2000万ドン(現在の為替レートで約45,000円から約91,000円))が科されることが明確化されました。

(2) M&A 登録を怠った場合の行政罰の新設

また、新投資法上、現地法人の新規設立ではなく、投資登録証を保有しない既存の現地法人を買収する場合には、投資登録証の取得は求められていないものの、①買収の結果、対象会社の外資比率が51%以上になる場合、又は、②対象会社が条件付投資分野に属する事業を行う会社である場合、計画投資局に対して当該買収に関する登録手続(「M&A 登録」)を行う必要があります。新政令は、M&A 登録を怠った投資家に対し、2000 万ドンから3000 万ドン(現在の為替レートで約91,000 円から約137,000円)の罰金を科すこととしています。

(3) 企業登録事項の変更通知を怠った場合における行政罰の明確化

外資企業の事業の範囲や株主の変更等が生じた場合、旧投資法の下では投資許可証の変更手続が必要とされており、これを怠った場合には一定の罰金が科されていました。新投資法の下では、同様の場面で、企業登録事項の変更通知を行うことが求められていますが、これを怠った場合には、変更通知が遅延した日数に応じ、警告又は罰金(50 万ドンから 500 万ドン(現在の為替レートで約 2,200 円から約 22,000 円))が科されることが明確化されています。

以上のとおり、新政令は、2015年7月1日に施行された新投資法における改正点を 反映して行政罰を変更するものですが、以上で触れた項目のほかにも多岐にわたって罰 則を規定しているので、外資企業に適用され得る罰則を確認することが重要です。

弁護士 塙 晋

☎ +65-6593-9755 (シンガポール)

susumu.hanawa@mhmjapan.com

弁護士 山口 健次郎

(ホーチミン LNT & Partners 法律事務所出向中)

2 03-6266-8792

kenjiro.yamaguchi@mhmjapan.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムータイの不思議な食べ物・食習慣ー

今回は、タイの不思議な見た目の食べ物と食習慣をご紹介したいと思います。

1. ムーヨン (หมูหยอง)



見た目は毛のようで、初見の方が食するには勇気が必要な場合もありますが、実は乾燥豚肉です。パンやクレープ、煎餅の具によく使われております。また、食中毒の時に、おかゆと一緒に食べるのが一般的です。タイの子供の大好物です。

2. メッド・メン・ラック(ເม็ดแมงลัก)



見た目はカエルの卵のようですが、実はレモン・バジルの実です。低カロリーで、ビタミン豊富な食材です。 ダイエット食としても、非常に人気があります。

3. 甘い市販の緑茶

タイで市販されているボトル入り緑茶はほとんどが甘いものです。レモン味、ハニー味、ライチ味等があります。緑茶だけでなく、ボトル入りの紅茶も甘くなっています。飲み物を購入される際にはご注意ください。

4. ラーメンにも砂糖

タイ風ラーメンのお店に行くと、一般的に四種類の調味料がテーブルに置いてあります。唐辛子、お酢、魚醤 (ナンプラー) と砂糖です。タイ料理のコンセプトは、辛み、酸味、塩味、そして甘みの絶妙なバランスである と言われています。タイ風ラーメンもその例外ではありません。是非タイ風ラーメンには砂糖を入れてみてください。



MHM Asian Legal Insights

5. 唐辛子の辛さは大きさに反比例

最後に、タイ料理に欠かせない唐辛子についてワンポイント。タイ人の間では、よく「唐辛子の辛さは大きさに反比例している」と言われます。世界でもトップレベルの辛さです。タイ料理を召し上がる際には 1~2 センチの小粒の唐辛子にご注意ください。

(弁護士 Panupan Udomsuvannakul)

セミナー・文献情報

▶ セミナー 『海外子会社管理の実務~アジア・中南米等を中心とした新興国に

おける対応~』

開催日時 2016年8月4日(木) 13:30~16:30

開催場所 東京

講師 梅津 英明

主催 株式会社商事法務

▶ 論文 「特集 わが社でもできる!贈賄防止プログラムの実践―アジ

ア・南米の高リスク国の規制状況」

掲載誌 ビジネス法務 Vol.16 No.8

著者 本間 隆浩、竹内 哲、眞鍋 佳奈、小山 洋平、梅津 英明

▶ 論文 「TPP ルールを作る側の視点を活かし国内産業の発展を重視」

掲載誌 Lawyers Guide (Business Law Journal 付録) 2016 年 8 月号

著者 梅津 英明、柴田 久

(当事務所に関するお問い合せ) 森・濱田松本法律事務所 広報担当 mhm_info@mhmjapan.com 03-6212-8330 www.mhmjapan.com